

諸外国及び過去の日本の基礎自治体における 執行機関と議決機関との関係

【凡例】

- ・ 太二重線枠で囲まれた機関は、議決機関である。

※注 この資料は、第28次地方制度調査会第13回専門小委員会（平成16年12月17日）における配付資料をほぼそのまま使用しているものである。したがって、この資料中、我が国における現在の制度はその当時のものであり、諸外国における制度もその時点において把握したものであって、現在のものと異なる部分がある。

市制・町村制制定時(明治21年)の日本

市制

町村制

公 民

選挙

市 会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：

- ① 条例・規則制定改廃
- ② 市費をもって支弁すべき事務
- ③ 予算議決
- ④ 決算認定
- ⑤ 使用料等の賦課徴収の方法を定めること
- ⑥ 市有不動産の売買等
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと
- ⑨ 市有財産及び営造物の管理方法を定めること
- ⑩ 市吏員の身元保証金徴収及びその金額決定
- ⑪ 市に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命

市会が選挙で選出、府県知事の認可

市会が選挙で選出

市参事会が推薦する者のうちから市会が選出、府県知事の認可

市参事会

【権限】①市会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②市の設置に係る営造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④市の権利保護、市有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦市を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨市参事会に委任された事務の処理等

【任期】6年 市 長 (有給)

【権限】①市参事会の議決を受けて執行 ②市参事会の招集・市参事会の議長職 ③市参事会の事務の専決処分
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

【任期】6年 助 役 (有給)

【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

名誉職参事会員 (無給)

【任期】4年(2年ごと半数改選)
【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

【任期】6年 収入役 (有給)

【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
【兼職禁止】市参事会員、所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

公 民

選挙

町 村 会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：

- ① 条例・規則制定改廃
- ② 町村費をもって支弁すべき事務
- ③ 予算議決
- ④ 決算認定
- ⑤ 使用料等の賦課徴収の方法を定めること
- ⑥ 町村有不動産の売買等
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと
- ⑨ 町村有財産及び営造物の管理方法を定めること
- ⑩ 町村吏員の身元保証金徴収及びその金額決定
- ⑪ 町村に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町 村 長 (原則無給)

【任期】4年
【権限】①町村会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②町村の設置に係る営造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④町村の権利保護、町村有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦町村を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨町村長に委任された事務の処理等
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助 役 (原則無給)

【任期】4年
【権限】町村長の事務を補助・故障時の代理、町村行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

収入役 (有給)

【任期】4年
【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
【兼職禁止】町村長、助役、所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村長が推薦する者のうちから町村会が選出、郡長の認可

現在の日本

住 民

選挙

選挙

議 会

【任期】 4年
【権限】 次の事項を議決(①条例制定改廃 ②予算議決 ③決算認定 ④重要な契約の締結 ⑤重要な財産の取得処分 ⑥負担附寄附・贈与收受 ⑦権利放棄 ⑧重要な公の施設の施設長期独占使用 ⑨普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起等 ⑩法律上その義務に属する損害賠償 ⑪区域内の公共の団体等の活動の総合調整 ⑫その他法令等により議会の権限に属する事項 等) 検査・監査請求 意見書の提出 調査権 等
【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体の議会議員・常勤職員 等

再議

不信任

解散

市 町 村 長

【任期】 4年
【権限】 市町村を統轄代表し、市町村の事務を管理執行(担当事務はおおむね次のとおり: ①議案提出 ②予算調製・執行 ③地方税賦課徴収 ④決算議会認定付議 ⑤会計監督 ⑥財産取得・管理・処分 ⑦公の施設の設置・管理・廃止 等)
【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体の議会議員・常勤職員 等

行政委員会

- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 人事委員会/公平委員会
- ・ 監査委員
- ・ 農業委員会
- ・ 固定資産評価審査委員会

選任(議会同意)

選任(議会同意)

助 役

【任期】 4年
【権限】 ①長の補佐 ②補助機関たる職員の担当事務の監督 ③長の職務代理 等
【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体の議会議員・常勤職員 等

収入役

【任期】 4年
【権限】 ①現金・有価証券・物品の出納保管 ②小切手振出 ③決算調製 等
【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体の議会議員・常勤職員 等

フランス

住 民

選 挙

コミューン議会

【任期】 6年

【権限】 次の事項を議決：①予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組み・方式の決定 ②財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更 ③公益事業の創設及び組織化 ④公共工事請負契約に関する枠組みの決定 ⑤コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認 ⑥職員の身分規定、職の創設及び廃止等

議員のうちから選出

執行理事会

議会議長＝首長（メール）

【任期】 6年

【権限】 ①執行機関としての権限：コミューン議会の決定を執行、予算作成・支出命令、財産管理、契約に署名、公共工事指揮、裁判においてコミューンを代表等 ②議会がメールに委任できる権限：駐車料金等租税的性格を持たない使用料決定、予算で決められた起債、③国の代表としての権限：司法警察官吏としての職務（刑法違反の証明、証拠収集、告訴告発の受理等）、戸籍官としての職務、県地方長官の監督の下での法令・規則の公布・執行等
【兼職禁止】 国の財政部局の職員等、欧州議会の議員、州議会議長、県議会議長、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員

副首長（1～10数名）

【任期】 6年

【権限】 メールの監視と責任の下、メールから委任された特定の行政分野における権限執行、その職務の範疇でメールを補佐。メールが欠けた場合の職務代行等
【兼職禁止】 国の財政部局の職員等

議員のうちから選出

会計官

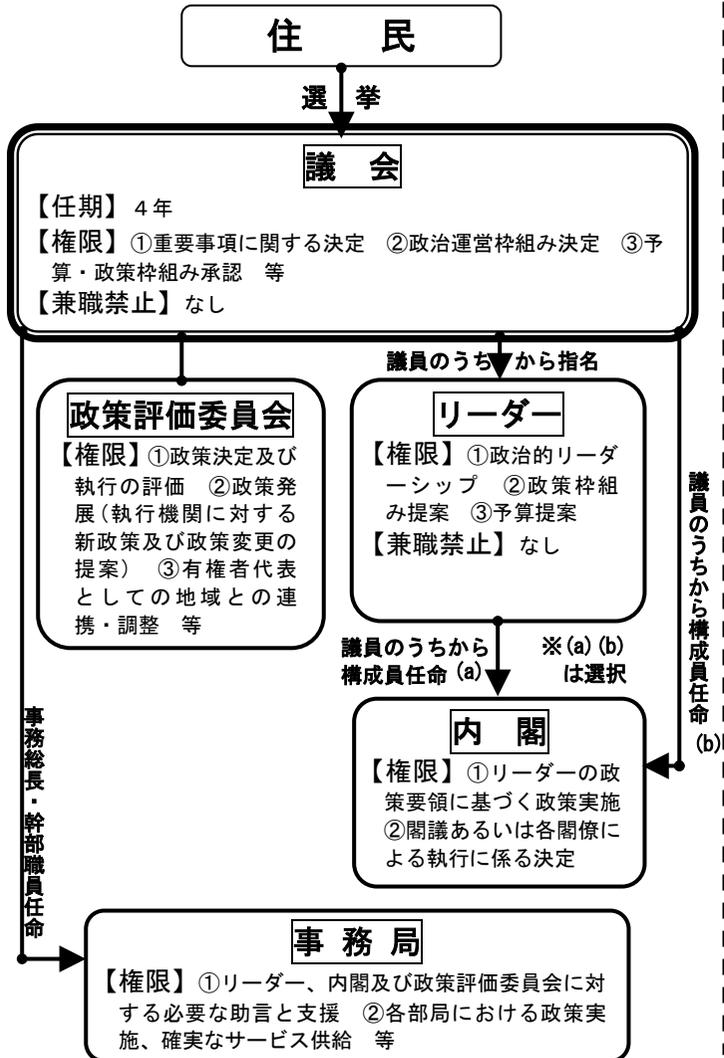
（大臣の任命）

【権限】 支出命令の確認等

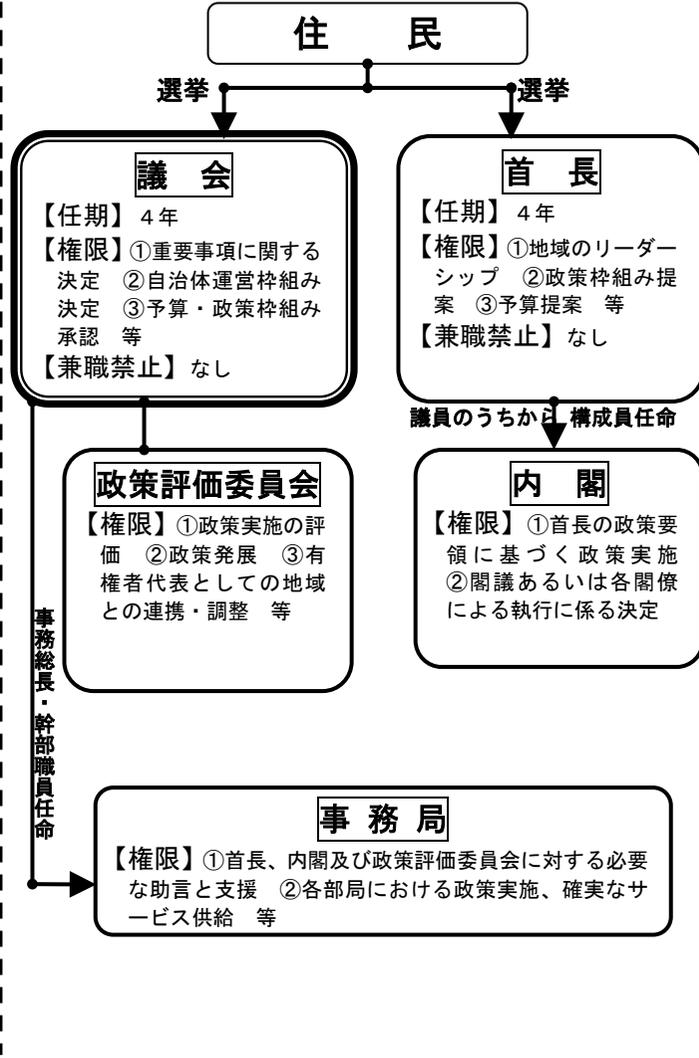
【兼職禁止】 国の会計官の職

イギリス

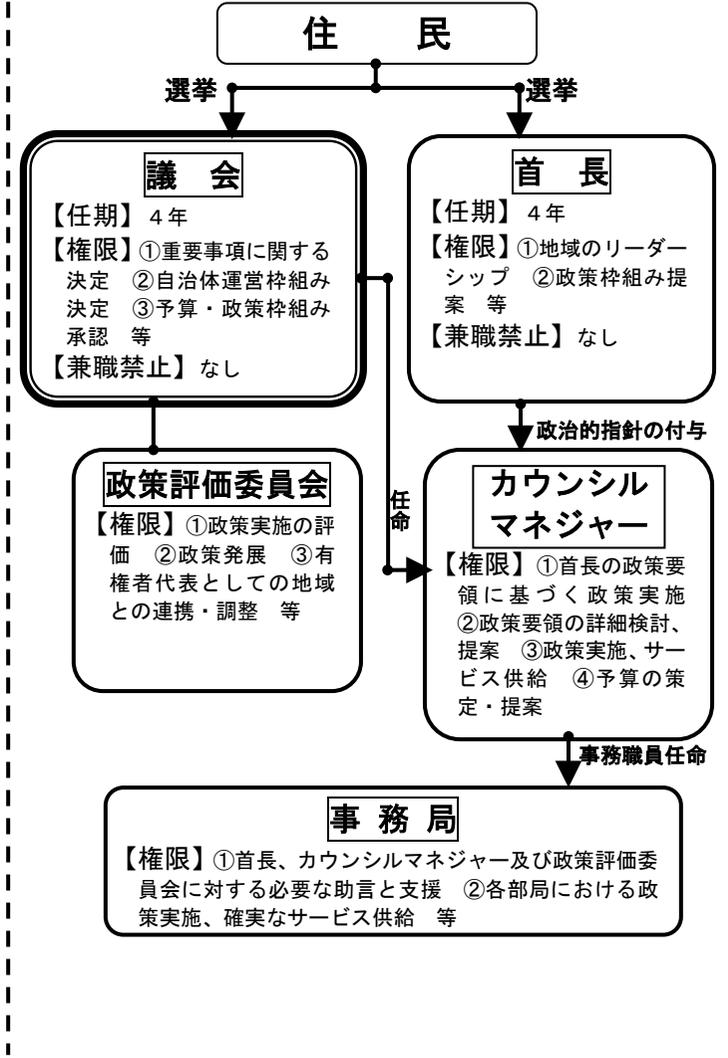
① リーダーと内閣制度



② 公選首長と内閣制度



③ 公選首長とカウンシルマネージャー制度

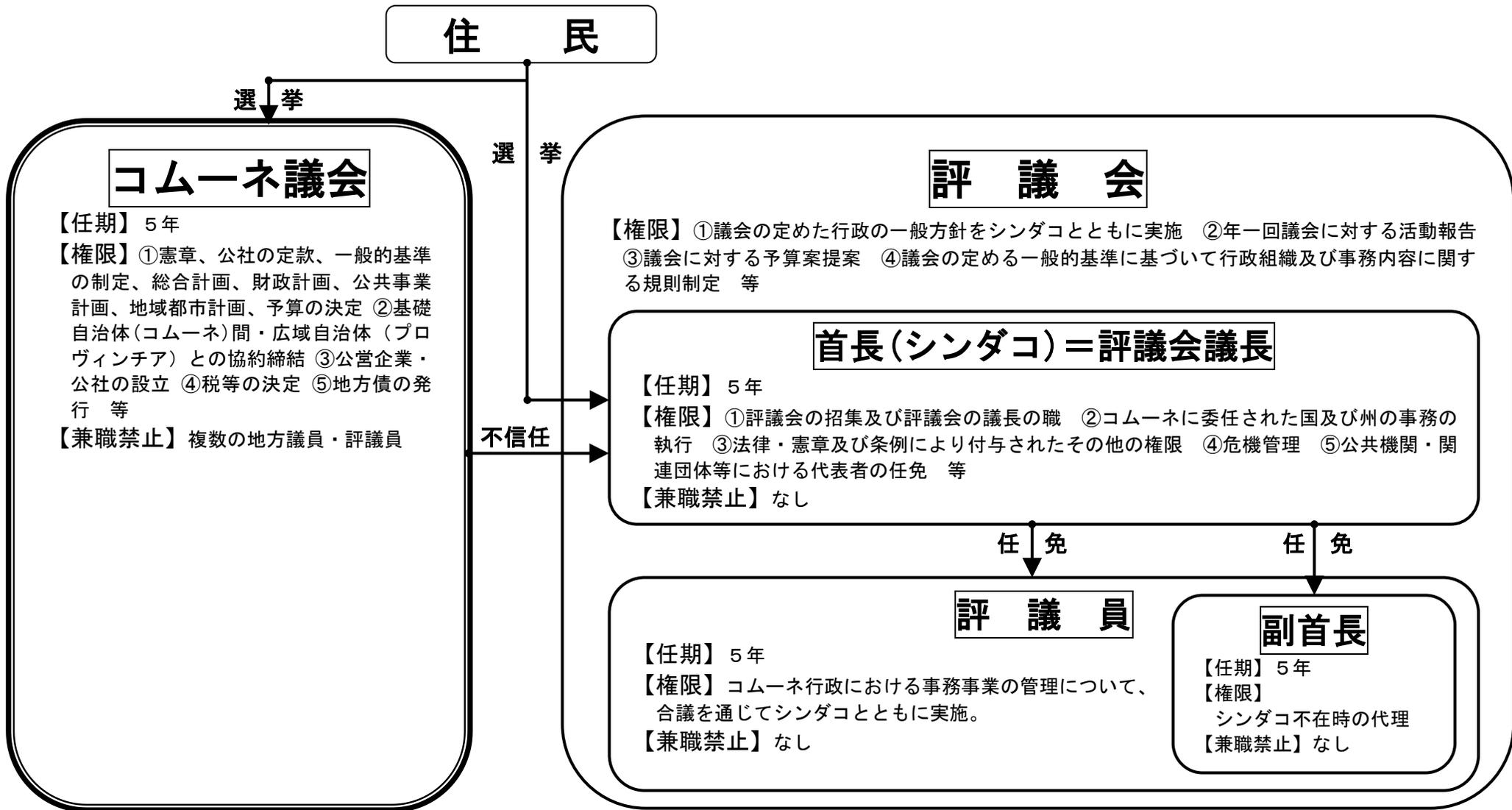


(注1)：「2000年地方自治法」（イングランド及びウェールズ地方に適用）で、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持たせるエグゼクティブ（内閣構成議員）と政策評価を担当するバックベンチャー（一般議員）に明確に区分する3つの地方自治体構造モデルを示し、すべての地方公共団体（人口85,000人未満の小規模自治体は除く。）にこのいずれかを選択することを義務付けた。

(注2)：人口85,000人未満の地方公共団体等は、上記3類型に加えて従前の委員会制も選択可能。

(注3)：イングランドとウェールズの6大都市圏及び各カウンティに公安委員会が設置されている。

イ タ リ ア



出典：自治体国際化協会『イタリアの地方自治』（2004.2）、山下茂他『比較地方自治』（増補改訂版 第一法規 1996.9）、阿部照哉他『世界の憲法集』（第2版 有信堂 1998）

スウェーデン

住 民

選 挙

コミュン議会

【任期】 4年

【権限】 以下の事項について議決：①事業の目標と方針 ②予算、課税及びその他の重要な財政的問題 ③専門委員会の組織と活動形態 ④委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出 ⑤監査委員及び監査委員代理の選出 ⑥政治的代表者に対する経済的な報酬の基準 ⑦各年度の活動報告の承認及び責任解除 ⑧住民投票 等

【兼職禁止】 事務職員の最高職

選 出

執行委員会

委員長、副委員長(1,2名)

【任期】 4年

【権限】 ①地方公共団体の活動を指揮調整 ②他の委員会の事務を監督 ③他の委員会その他の機関に対して必要な提案を行う。④対外的にコミュンを代表 ⑤議会で審議される議案の作成・公表 ⑥財務管理 ⑦議会の議決の実施 ⑧議会から委任された任務の遂行 等

【兼職禁止】 事務職員の最高職及び当該委員会の活動を担当する職員

(注) 委員会の構成員の数(5名以上)は、代理委員とともに議会で決定。通常、委員は議会における各党の議席数に応じて比例代表的に選出。委員は必ずしも議員である必要はない。

監査委員

監査委員代理

【任期】 4年(少なくとも3名ずつ)

【権限】 各委員会の活動及び会計の監査(各監査委員は独立)

【兼職禁止】 事務職員の最高職

(注) 監査対象事務に責任を有する本人又は近親者は監査委員就任不可。

選 出

その他の委員会

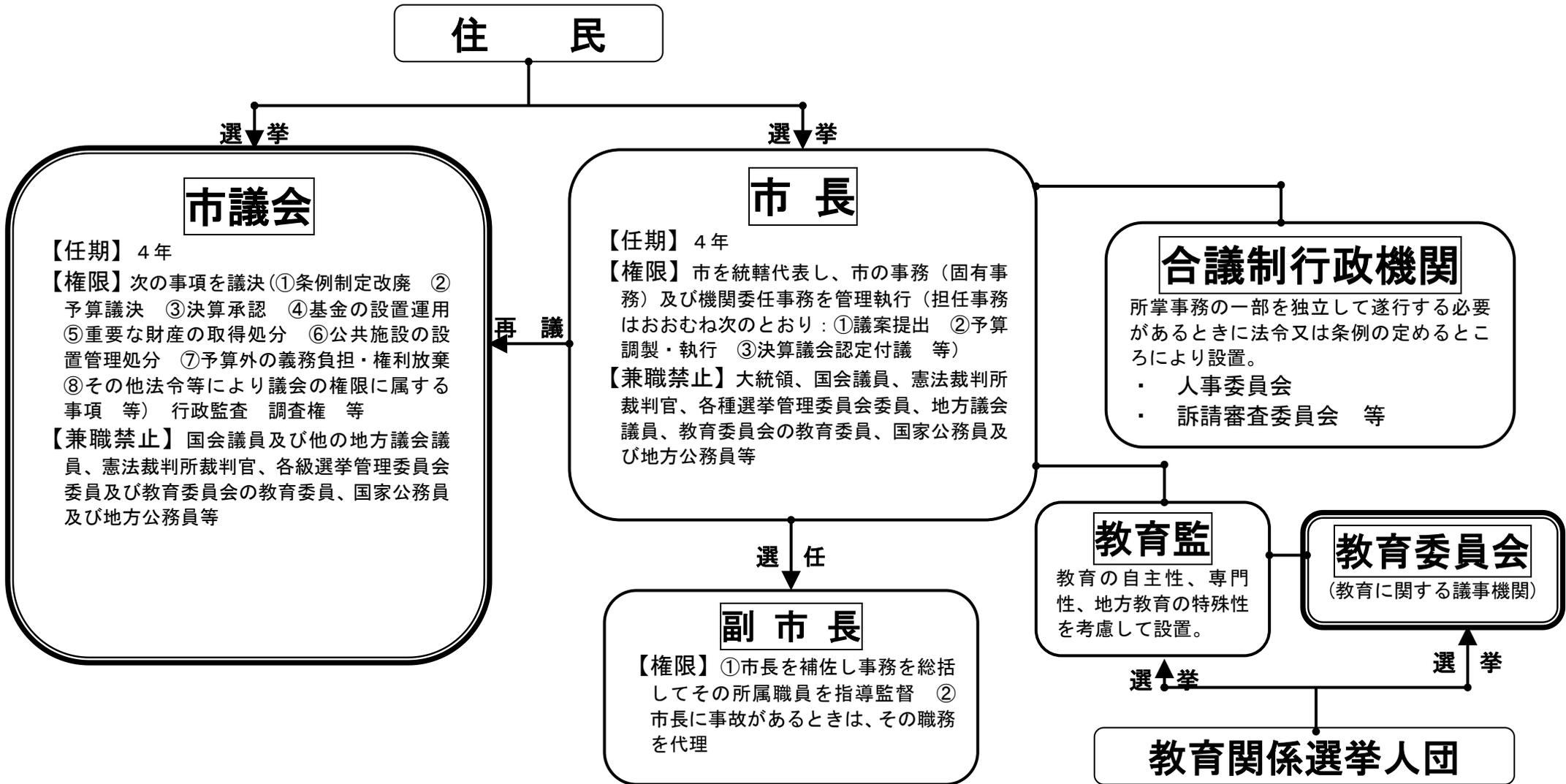
(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、その他任意の委員会設置可)

【権限】 各委員会が所掌する使命の遂行その他の事業

※【任期】【兼職禁止】(注)は、執行委員会と基本的に同じ。

選 出

韓 国



出典：自治体国際化協会『韓国の地方自治』（2003.11）、山下茂他『比較地方自治』（増補改訂版 第一法規 1996.9）、阿部照哉他『世界の憲法集』（第2版 有信堂 1998）

ドイツ

(バーデン・ヴュルテンベルク州の例)

住 民

選 挙

選 挙

ゲマインデ議会

【任期】 5年

【権限】 ①法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委託した場合を除き、ゲマインデのすべての事務について決定 ②自らの議決の施行状況を監視し、ゲマインデ行政に不都合な事態が生じた場合は、長にそれを除去させるよう配慮 ③予算条例の審議及び議決等

【兼職禁止】ゲマインデの職員、行政団体の職員、その他公法人の幹部職員、ゲマインデによって管理される公法上の財団職員、ゲマインデの法監督庁、上級及び最上級法監督庁並びにゲマインデ検査施設の幹部職員、郡に属するゲマインデにおいては、その郡の幹部職員

首長＝議会議長

【任期】 8年

【権限】 ①議会の会議及び委員会の準備・議決の執行 ②行政事務の指揮監督 ③法令及び規則に基づきゲマインデに委託された任務の処理 ④議会等から委託された事項の処理 ⑤議会議長として議会を代表 等

違法議決等
に対する異
議申立て

選 任

副首長

【任期】 8年

【権限】 首長の職務の範囲内において、恒常的にその職務を代行。
副首長のうちの1人は財政部長(Kammerer)となる。

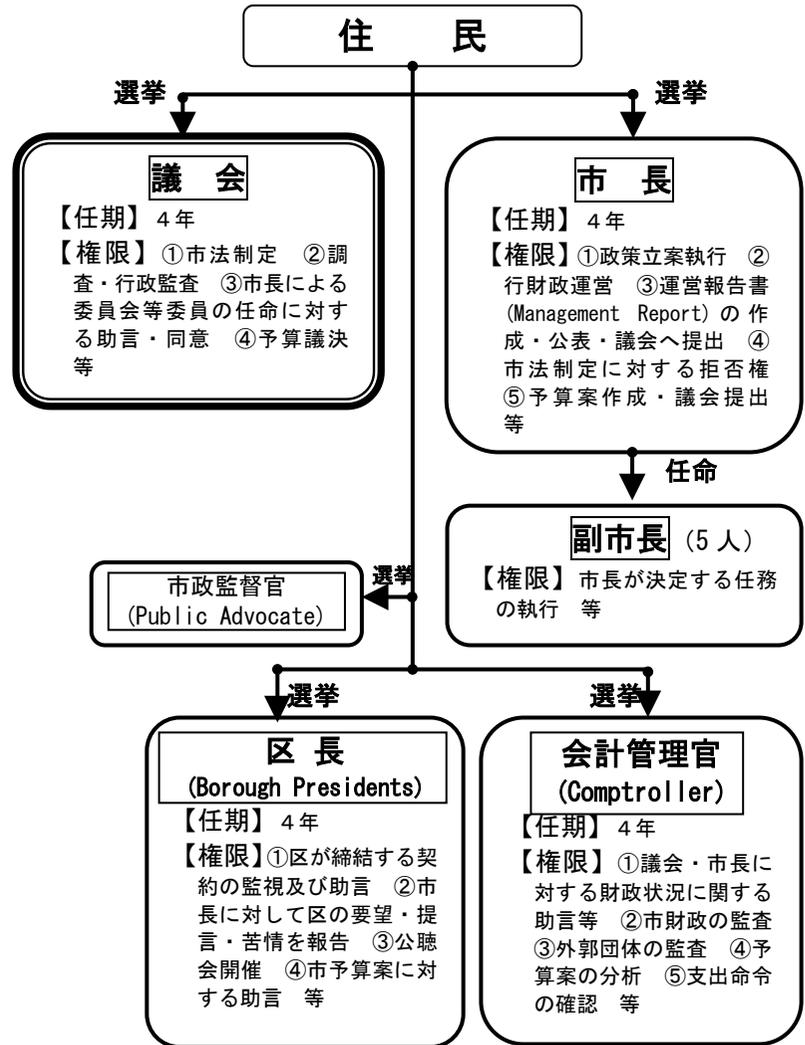
(注) : ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職(Kassenverwalter)を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

出典 : 自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

アメリカ

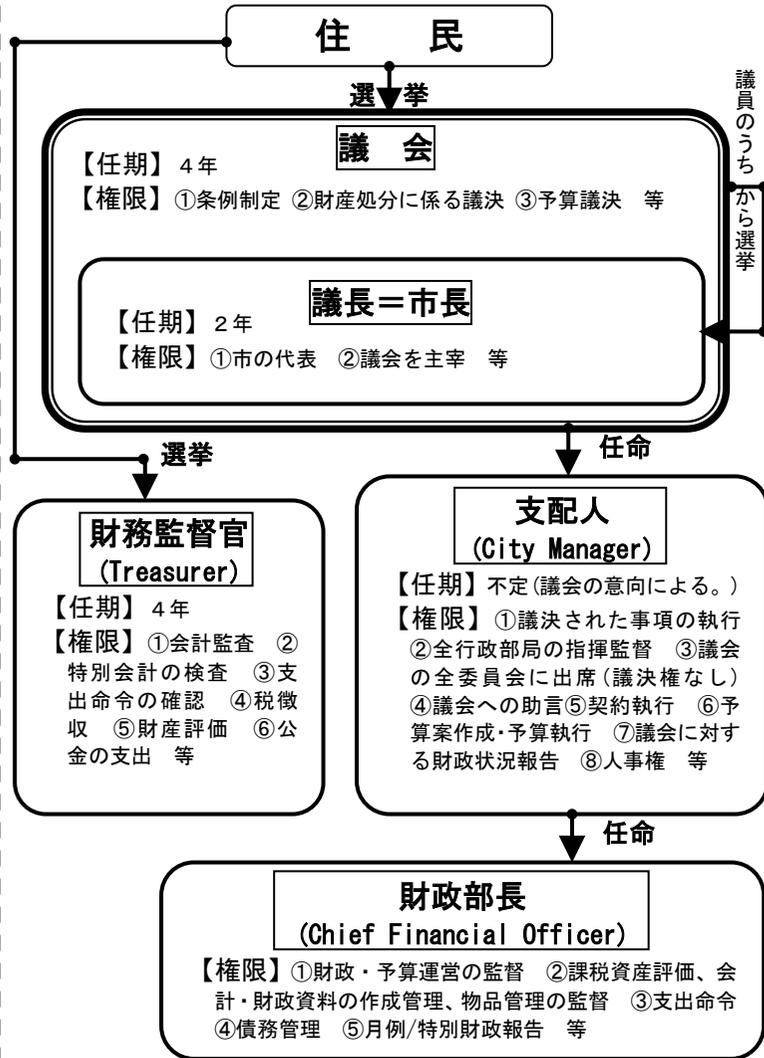
① 市長一議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

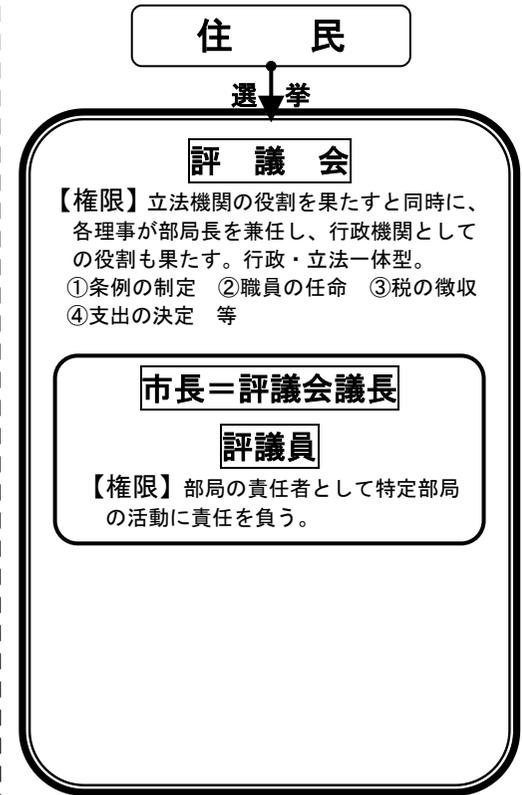


② 議会一支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



③ 評議会型



(注1) : ①は全体の4割以上、②は全体の約56%、③は全体の約2%。

(注2) : ①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注3) : 行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注4) : ②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』（2004.6）、山下茂他『比較地方自治』（増補改訂版 第一法規 1996.9）